平成２６年（フ）第５９４号
千葉市中央区今井１－２－８　メゾンド・ノーブル201号室、住民票上の住所千葉県木更津市真里谷100番地15
債務者　松山　友行
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１１号
千葉県市原市君塚４丁目１番地５　ビューハイツＡ棟201
債務者　石神　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２８号
千葉市若葉区大宮台５丁目１番４号
債務者　村上　文啓
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７５号
千葉県浦安市猫実５丁目18番17―604号　村山ビルＮＯ．５
債務者　上田　　修
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１５号
千葉県船橋市前貝塚町426番地８　オリーブコート塚田311号
債務者　國分　裕子（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
新潟市東区月見町８番21号　センチュリーつきみ201号、旧住所新潟市秋葉区西古津15番13号
債務者　森川　佳洋
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４７号
金沢市中央通町６番20号
債務者　中嶋　　博
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９２号
山梨県甲府市下河原町３番41―502号
債務者　菱山　達也
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
山梨県甲府市下河原町３番41―502号
債務者　村松みきえ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
山梨県笛吹市春日居町国府436番地79　第２佐藤アパート５号
債務者　佐藤　秀治（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
山梨県中央市下三條504番地９　サントノーレ東花輪102号
債務者　市川　和男
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
長野市大字下駒沢2252番地１　サンライズ古里101
債務者　小林　雅治
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
長野市吉田５丁目11番２号　プライムタウンかつたＢ101
債務者　井上あゆみ（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
岐阜市岩田坂２丁目４―15　201号室、住民票上の住所岐阜市平安町10番地
債務者　小澤　恵子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1431番地12
債務者　井出田鶴代（旧姓尾畑）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４９号
長野県佐久市野沢602番地２　コーポＴＯＹＯＵ　Ｃ棟103
債務者　杉山　　明
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後２時　長野地方裁判所佐久支部